



名称 特定非営利活動法人 エスエフ国際交流会

目的及び業務

この法人は、エスエフ作品（文学、映像、絵画、コミックス等を含む）を通し、日本と海外との文化交流を図る事業を行うことで、民間レベルでの相互理解、日本文化の紹介に寄与することを目的とする。

この法人は、上記の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動

(2) 国際協力の活動

(3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

この法人は、上記の目的を達成するため、次の事業活動を行う。

(1) 各国のエスエフ作品を通じて国際交流を図る活動

(2) 世界エスエフ大会の日本での企画、開催、運営

(3) 世界に向け、日本のエスエフ作品を紹介していく活動

(4) 国内に向けた、海外のエスエフに関する文化活動の紹介

(5) 他の文化交流を図ろうとする団体への助言、援助の提供

(6) 会の活動を紹介する会報の発行

(7) 国内外のエスエフとその活動を紹介するホームページの開設

(8) その他、目的を達成するために必要な事業

この法人は、次の収益活動を行う。

(1) エスエフ関連物品の販売

上記に掲げる収益活動は、上記に掲げる事業に支障が無いかぎり行うものとし、その収益は、上記に掲げる事業に当てるものとする。

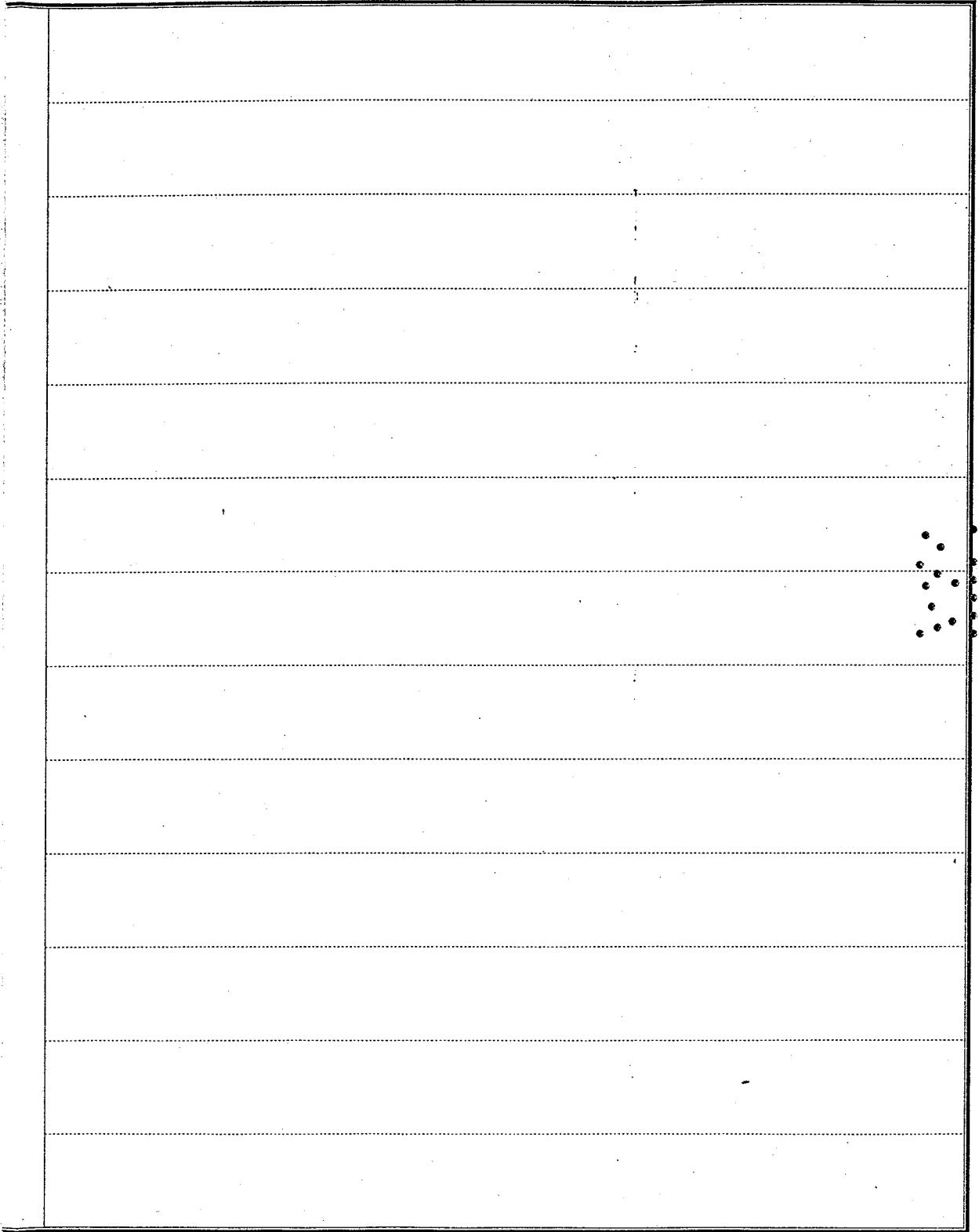
申請人印



目的欄
予備欄

| 丁





枚数 	名 称 特定非営利活動法人 エスエフ国際交流会	
	平成 年 月 日変	
	平成 年 月 日登	
	平成 年 月 日変	
	平成 年 月 日登	
主たる事務所 東京都武蔵野市吉祥寺南町三丁目3-6番10号 アブリーレ吉祥寺3-0-2		
	東京都三鷹市牟礼四丁目20番5-604号	
	平成 15年8月20日登	
	平成 15年9月26日登	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日登	
	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日登	
役員に関する事項	年 月 日	年 月
	原 因	原
	登 記 年 月 日	登 記 年 月
東京都武蔵野市吉祥寺南町 三丁目3-6番10号 アブリーレ吉祥寺3-0-2 理事 井上 博明	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登
東京都品川区二葉2丁目3 番17号 わかつハウズ101 理事 林田 茂	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登
東京都武蔵野市境2丁目 2番20-70.2号 藤和シティコーブ武蔵境 理事 今岡 正治	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日登記	平成 年 月 日登

申請人印



名称・役員欄 2 丁

1丁平成15年9月26日法規4条3項移記



役員に関する事項	年	月	日	年	月	日					
	原	因		原	因						
	登記	年	月	日	登記	年	月				
東京都町田市本町田2937番地72理事 増渕 格	平成	年	月	日	平成	年	月				
大阪府大阪市住之江区南港中5丁目6番22-1307号理事 櫻井 晋	平成	年	月	日	登記	平成	年	月	日		
	平成 15	年	3	月	30	日	平成	年	月	日	
	以上5名就任					登記	平成	年	月	日	
大阪府大阪市福島区海老江七丁目22番22号407理事 林 田 茂	平成 15	年	9	月	26	日	登記	平成	年	月	日
東京都武藏野市吉祥寺南町一丁目6番18号 407理事 今岡 正治	平成 15	年	4	月	20	日	登記	平成	年	月	日
東京都三鷹市牛込四丁目20番5-604号理事 井上 博明	平成 15	年	9	月	26	日	登記	平成	年	月	日
	平成 15	年	7	月	20	日	登記	平成	年	月	日
	住所 移転					登記	平成	年	月	日	
	平成 15	年	9	月	26	日	登記	平成	年	月	日
	住所 移転					登記	平成	年	月	日	
	平成 15	年	8	月	20	日	登記	平成	年	月	日
	住所 移転					登記	平成	年	月	日	
	平成 15	年	9	月	26	日	登記	平成	年	月	日
法人成立の年月日						平成 14 年 7 月 12 日	登記	平成	年	月	日
登記用紙を起こした事由及び年月日											
平成 年 月 日 登 記											



名称 特定非営利活動法人 エスエフ国際交流会

その他の項目

資産の総額

—金900,000円—

資産の総額

金 458,414円

平成14年12月31日変更
平成15年9月26日登記

申請人印



目的欄
予備欄

1丁

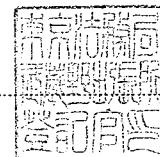
登記官印
同上

これは登記簿の謄本である。

平成15年10月1日

東京法務局武蔵野出張所

登記官 馬場 啓友



④

JASFIC

Japanese Association for Science Fiction International Communication

特定非営利活動法人 S F 国際交流会定款

設立趣意書

今、私たち日本人は多くの海外 S F 作品の翻訳書を書店で手に取ることができます。最新の作品も半年後には読むことができ、日本人の手による作品と同様に楽しむことができます。ところが海外を見ると、日本のアニメーション作品が認知されつつある一方で、その原点となっている日本の S F 小説は、ほとんど知られていないというのが現状です。

例えば私たちが海外の人と話をするとき、彼らの国の S F 作品について語り合うことはできますが、日本の S F 作品について言えば、どんなに良質な作品であってもその情報の少なさから共通の話題とすることは大変困難であると言えます。

日本と海外の間には「言語」そして「距離」という大きな溝が存在しています。通信手段の発達により世界は縮まったように見えますが、フェイス・トゥ・フェイスでの交わりには何ら寄与していないのです。これは日本および日本文化を海外に広め理解を深めていくことが必要とされる今日の状況下において、非常に残念なことです。

当会は日本の S F の作品、状況などを海外にむけ広く紹介していくと共に、S F を通して海外と日本の文化交流の場を提供して行きたいと考えています。

そのためインターネットでの情報発信、海外からの問い合わせへの対応、日本人が海外で S F 関係の交流会やシンポジウムへ参加しようとする際のサポートなど、様々な活動を展開し、またその一環として、海外の多くの人々に日本の優れた S F 作品を紹介できる国際交流の場である世界 S F 大会の日本開催も目指しています。

これらの S F 作品を通した活動によって、当会は民間レベルでできる国際交流の場を広げて行きたいと考えております。

特定非営利活動法人 S F 國際交流会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 S F 國際交流会という。ただし、登記上は特定非営利活動法人エスエフ國際交流会と表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都武蔵野市吉祥寺南町に置く。

(目的)

第3条 この法人は、S F 作品（文学、映像、絵画、コミックス等を含む）を通じ、日本と海外との文化交流を図る事業を行うことで、民間レベルでの相互理解、日本文化の紹介に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (2) 國際協力の活動
- (3) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に関わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 各国のS F 作品を通じて国際交流を図る活動
 - (2) 世界S F 大会の日本での企画、開催、運営
 - (3) 世界に向け、日本のS F 作品を紹介していく活動
 - (4) 国内に向けた、海外のS F に関する文化活動の紹介
 - (5) 他の文化交流を図ろうとする団体への助言、援助の提供
 - (6) 会の活動を紹介する会報の発行
 - (7) 國内外のS F とその活動を紹介するホームページの開設
 - (8) その他、目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、次の収益活動を行う。
- (1) S F 関連商品の販売
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障が無いかぎり行うものとし、その収益は、第1項に掲げる事業に当てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 表決権は持たないが、この法人の目的に賛同し、役務、物品、金銭、広告媒体等の提供をしてくれる個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会をみとめなくてはならない。
- 3 理事長は、第1項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別途に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、もしくは失しお宣告をうけ、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 除名された時

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出して、任意に退会する事ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名する事ができる。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をした時
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3名以下
- 2 理事のうち1人を理事長、1人以上5人以下を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員およびその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならなければならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

- 第15条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務遂行の状況または、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員の、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなくてはならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その定数の3分の1以下の範囲内で報酬を受け取ることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の二種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第49条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により召集の請求があつたとき
 - (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による招集があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と総会当日出席した正会員により動議された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は委託委任者がある場合にあっては、その数と付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第31条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2号の規定による招集があったときは、10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項と当日理事により動議された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わる事ができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終まる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項をのぞいて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに、残存する財産は法第11条第3項に定める団体の内から総会において定める団体に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併をしようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、産経新聞に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。(組織及び運営)

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

付則

1 この定款は、この法人設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成15年2月末日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年12月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金0円 (2) 年会費2,000円

特定非営利活動法人 S F 国際交流会
181-0002 東京都三鷹市牟礼 4-20-5-604